



第357号
5月
 2016年
 〒461-0004
 名古屋市東区葵2丁目6-35
 カトリック名古屋教区広報委員会
 「教区ニュース」編集部
 電話 (052) 935-2223
 FAX (052) 935-2254
 印刷所 株式会社 荒川印刷
 毎月第1日曜日発行



濃尾ブロックの
集い2016

テーマ 「地域に根ざした宣教を目指して」濃尾ブロックのキリシタン史・殉教者に学ぶ」
 日時 5月21日(日) 10時～14時
 場所 カトリック一宮教会 (05867314884)
 参加費 無料(ミサ献金に協力お願いします)
 プログラム 橋本裕明氏 基調講演 (名古屋芸術大学副学長・一宮教会信徒) 松浦悟郎司教司式によるミサ
 交流会(軽食)

教区ホームページ

福音の
ひびき

5月の説教者
 1日 復活節第6主日 片岡 義博 (富山教会)
 8日 主の昇天 フェルデイマール・バカリサ (布池教会)
 15日 聖霊降臨の主日 三上 和久 (三馬教会)
 22日 三位一体の主日 ケレハ・ブレンダン (神言修道会)
 29日 キリストの聖体 長谷川 潤 (富山教会)

日本カトリック司教協議会常任司教委員会は4月7日、安全保障関連法の施行にかかわる文書「今こそ武力によらない平和を―安全保障関連法の施行にあたって―」を発表した。

<http://www.cbj.catholic.jp/jpn/doc/cbj/160407.htm>

今こそ武力によらない平和を

―安全保障関連法の施行にあたって―

日本カトリック司教協議会
 常任司教委員会

キリストにおける兄弟姉妹の皆さん、
 ならびに平和を願うすべての方々へ

2016年3月29日に安全保障関連法が施行されました(注1)。日本のカトリック教会が平和のために働く使命を果たすために、この安全保障関連法が神の望まれる平和の道にふさわしいかどうか今一度識別することは重要なことだと思えます。そこで、平和を願う皆さんに、昨年の戦後70年司教団メッセージ「平和を実現する人は幸い―今こそ武力によらない平和を―」をもう一度読んでくださるよう、お願いしたいと思います。

その際、以下の説明を参考にしてください。
 1. 安全保障関連法に関する日本の司教団のこれまでの声明
 日本の司教団は、2014年7月1日に安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行なったとき、日本カトリック司教協議会の常任司教委員会名で7月3日に抗議声明を発表しました。憲法の基本理念に抵触し、軍備増強と武力行使への歯止めを失わせ、戦後70年近くにわたって保たれてきた国の形を変えるような憲法の解釈上の変更を一内閣の判断で行ったことについて、非常に大きな問題

があると考えたからです。

さらに、戦後70年にあたる昨年2015年の2月25日、司教団メッセージ「平和を実現する人は幸い―今こそ武力によらない平和を―」を発表しました。特定秘密保護法や集団的自衛権の行使容認によって、事実上、憲法九条の内実を変え、海外で武力行使できるようにする今の政治の流れに、懸念を覚えずにはいられませんでした。

2. 平和についてのカトリック教会の使命

戦後70年司教団メッセージに関して、なぜ司教団が政治的な発言をするのかという批判や、政教分離の精神に反するのではないかとという指摘があります。これらについては、昨年のメッセージの最初の段落で、「教会は人間のいのちと尊厳に関する問題に沈黙できない」と述べました。カトリック教会は、特定の政治的立場に立つものではありません。ただ、司教団には、最近の日本の政治の流れが、将来わたしたちの生活の場で「人間のいのちと尊厳に関する問題」となる危険をはらんでいることに、信仰者として注視する必要があることを表明する務めがあるのです。

また、「政教分離」とは「政治と宗教の分離」ではなく、「国家と教団の分離」を意味しています。特定の宗教団体が国家と権力支配・被支配の関係に入ることを禁じ、宗教団体が国家権力を行使したり権力と癒着したり、便宜の提供を受けたりしてはならない、といっているのです。このことと、政治活動の是非は区別されます。むしろ、わたしたちは信者としての良心に基づいて政治活動を行うべきであり、その権利と義務を持っているのです(第二バチカン公会議「現代世界憲章」75参照)。さらに、教会の権威者は政治についても、信仰と道徳に関することであれば、必要に応じ、適宜、教えと見解を表明する義務と権利を有するのです(同76参照、教会法74条第2項)。安全保障関連法は、まさにいのちと尊厳にかかわる問題であり、したがって、教会は沈黙していることはできません。これを、人間の問題として受けとめ、福音の精神でもって判断し、行動しなければなりません。

日本の司教団は、特別に平和のために働く使命を自覚しています。この使命の自覚は、戦前・戦中に日本の教会がとった姿勢に対する深い反省と、広島と長崎で核兵器の惨禍を体験したことから生まれてきたものです。
 3. 日本国憲法と戦争放棄
 憲法とは、国家の仕組み、基本的人権や社会権、行政機構や国際関係、立法精神や国家体制を明示するものです。日本国憲法は、平和主義を国是としています。ところが、憲法九条と集団的自衛権に関して国政の流れを見てみる

と、安全保障関連法が成立することで、事実上憲法とは本来両立しない政治を正当化しようとする解釈改憲がなされました(注2)。さらには、憲法自体を変える明文改憲の動きがにわかに現実味を帯びてきています。これらの一連の流れに、わたしたちは、将来に向けての看過できない重大な懸念を表明せざるを得ません。

さらに、政府は改憲に向けた作業の中で、「緊急事態条項」を新設しようとしています。緊急事態条項とは、災害・戦争などの緊急事態に一時的に政府に立法権を付与し、個人の自由や権利を制限する国家緊急権を認める規定です(注3)。

日本の司教団が今、日本国憲法の不戦の理念を支持し尊重するのは当然のことです。戦争放棄は、キリスト者にとってキリストの福音そのものからの要請であり、宗教者としてのいのちを尊重する立場からの切なる願いであり、人類全体にとっての解放することできない理想なのです。カトリック教会は、平和とは、単に戦争がないことでもなければ、敵対する力の均衡を保持することでもなく、他者および他国民と、また彼らの尊厳を尊重する確固たる意志および兄弟愛の実践によって築かれるものと考えます。(現代世界憲章)78参照)

4. 集団的自衛権行使の是非

集団的自衛権の行使を実現する安全保障関連法は、カトリック教会が目指す平和への道とは相容れない法律ではないでしょうか。なぜなら、それは、国際的緊張を高めて、敵が心をあおり、人を戦争へと駆り立てているからです。安全保障関連法は、日本が攻撃されていないのに、他国間の戦争に参加できるとする集団的自衛権の行使を中心としています。日本が攻撃を受けたときに限って自らを守ることでできるとする個別的自衛権と異なり、集団的自衛権は他国の戦争に自ら参加していくもので、憲法九条が明白に禁じるものです。

こうして「戦争放棄」の大原則を覆してしまうと、日本は「戦争をする国」として、これまでになかった危険にさらされることになりかねません。また、この法制は、基本的に軍事的な抑止力をもって平和を維持しようとするものです。これは、他国との際限のない軍拡競争を招く恐れがあり、防衛費が増大していくと、わたしたちの生活も大きな影響を受けることになるでしょう。そもそも武力で武力を封じ込めようとして平和を守ることなどできるのか、わたしたちは考えるべきでしょう。

平和を願う皆さん、わたしたちは今、本当に大きな時代の岐路に立っています。わたしたちは先の大戦から、近代

戦争のもたらす大量破壊すなわち一般市民に対する甚大な被害を体験しました。それは、日本が受けた被害のみならず、日本がアジア諸国へ与えた被害をも含め、一般市民に対する無差別な攻撃による殺戮の体験でした。ことに、原爆による被害は言語を絶するものでした。わたしたちはこの被害の悲惨さと苦しみを共有したところから、その原因となった戦争自体を二度と起さなくてはならないと強く決心し、不戦の理念を掲げた憲法を受け入れ支持し続けて来たのです。そして、世代を継いで受け継がれてきたこの体験は、わたしたちの心の奥底に恒久平和の希求と不戦の誓いとして刻み込まれています。

戦後70年以上を経て、この悲惨な体験の実感とそれへの共感が薄れ、戦争を観念的にしかとらえない机上の議論がなされていることに危惧を感じます。かつての過ちを再び繰り返すことのないように、わたしたち一人ひとりがこの時代を生きる一人の人間として、またキリスト者として、今何を選び行動すべきかを真剣に考えていきましょう。そして、武力に頼らず、相互の信頼に基づく平和をともに祈り求めてまいりましょう。

2016年4月7日

日本カトリック司教協議会 常任司教委員会

(注1) この法律は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」です。

(注2) 戦後の安全保障政策の根本的な転換となる安全保障関連法は、多数の憲法学者、元最高裁判事、元内閣法制局長官、日本弁護士連合会をはじめ、多くの国民が反対の声を上げる中、強行採決という形で議決されました。本来、憲法は国家権力が暴走して人権を損なうことのないように国家に守ることを義務付けたものです。それを時の政府が勝手にその解釈を変えるということは、立憲主義の否定につながることです。

(注3) 国家緊急権の規定は他の国々にもありますが、安全保障関連法には、政府の歯止めがありません。歴史的によく知られたドイツのワイマール憲法同様、悪用され暴走を許す危険があります。ワイマール憲法には大統領緊急令という国家緊急権規定があり、社会不安のなかで乱用されたすえ、ヒトラーが全権委任法を制定し、無制限の立法権を手中にしたという過去があります。誰が何を緊急事態と判断するのか、また一時的な緊急措置として例外中の例外であるはずの国家緊急権が、しばしば乱用され常態化してきた歴史にどう学ぶのか、重大な問題です。国家緊急権には乱用の恐れがつきまとうことに、わたしたちは注意する必要があります。



聖別の前、油に香料を混ぜる松浦司教

「油が注がれています」 信徒の使命を強調

聖香油ミサで松浦司教

キリストによる司祭職の制定を記念する聖香油ミサが3月24日、布池教会司教座聖堂で行われた。松浦司教、野村純一名司教をはじめ、55人の司祭

と、3人の助祭、5人の侍者が奉仕者として列を連ねた。平日にも関わらず約200人が参列した。松浦司教は説教で、まず祭壇上の司祭たちに「司祭職」と「油を注がれた者」について話をした。会衆席の信徒たちには「油は司祭や司教だけに注がれるものではなく、

に信徒の皆さんにも大切な役割があります。司祭と一致する中で教会の働きが出来ますように」と信徒特有の召命について述べた。説教に続いてこのミサの中心とも言うべき司祭職の約束の更新が行われた。感謝の典礼では「病者の油」の祝福が、また交わりの儀で「洗礼志願者の油」の祝福と「聖香油」

の聖別が行われた。聖香油は「洗礼」「堅信」「叙階」の秘跡で、「病者の油」は病者の塗油の秘跡で用いられ、「洗礼志願者の油」は洗礼志願式で用いられる。ミサを終える前に松浦司教は、今春、叙階を受けた新司祭・新助祭を紹介した。アルフォンسس・アリ・ナイエゲル新助祭、シリ・ナイエゲル新助祭、神言修道会とセルファシ

ウス・サルファノ・ジャマン新助祭(同)、さらに、アワリ・アルン・クマール新司祭(聖心布教会)と増田健新司祭(クアレチアン会)。二人の新司祭からは自己紹介を兼ねた挨拶があった。来年度からは聖香油ミサは聖週間の水曜日に行うとの案内も司教から発せられた。

幸田司教、静養

東京教区の幸田和生補佐司教は静養が必要となり、4月10日より自分の間、黙想、研修、休養をして、過すこととなった。岡田武夫大司教が4月9日、発表し、教区民に「幸田司教のためにお祈りください」と訴えた。

訂正

教区ニュース4月号で、「アーノルド・ブルム神父は今年5月に帰国し、ドイツ管区へ移籍」となっていたが、帰国は来年以降になった。現在、安城教会協力司祭。《人事異動》

大曾昭神父(春日井教会)は4月11日付で引退し、養護老人ホーム聖フランシスコ園に移った。長年にわたる名古屋教区での宣教師のご活躍に感謝いたします。

名古屋教区正義と平和委員会が主催する「平和をつなぐ」連続シリーズの講演会が4月9日、布池センター・コンコルディアホールで開催された。第1回は「真の和解を目指して」と題して松浦司教が講演した。浦田司教が講演した。浦田司教は約50人が耳を傾けた。講演内容は次の通り。

「……」
「……」
「……」

的で歯止めがあったが、堂々とヘイトスピーチや耳を疑うような言葉が発表されている。国会でも表現の自由とかが強調されて、憎悪むき出しの発言があったりする。いつの時代でもそういう政治とかをやってきた。しかし、家が、その発言に対して抑える力があるか。NO!という止める力があるか、ないか問われている。成熟しているかどうか。トリニダードトバゴでは女性差別発言で市

「世界一貧しい大統領」と呼ばれている、ウルグアイのムヒカ前大統領が来日した。彼の指摘している問題を美談で終わらせてはいけない。現代のグローバル化の消費社会に対して、「我々は我々の作ったこの大きな勢力をコントロールできていない。逆に我々がこの消費社会にコントロールされている」と述べる。彼は、「私たちは発展するために生まれて

困層の格差が広がり、貧困層に憎悪が生まれ、その中の者がテロをしかけるという構図になっている。テロを攻撃する側は、「市民の自由、平和、安全のため」という言葉を合言葉にする。その中に、どこかで儲けていく産業がある。巧みに巻き込まれていく。人々の心の奥深くに入っていく憎悪。こういう中で、ではど

考え方はなく、普遍的な平和であること。テロリストを抹殺してもいいという考え方はない。人間の尊厳は普遍的なもので、すべての人にとって大切。そこをさぐっていかねば本場の解決にはならない。世界の指導者たちが真剣に今までを振り返り、立ち返らな

大切。それはひとつ。もう少し、何を見失ってはいけないか。神戸の震災の時、100人のボランティアの指揮を執った。野宿している人の支援をしていく。怒ったり、泣いたりする繋がり、自分自身の体験と結びつけていけないといけない。和解の完成とは、もう一回握手しようということ。正義の実現があった時、相手を罪に問わない。これは消極的なゆるし。積極的なゆるしは友となる。罪は問わないが友だちになりたくない。その歩みの中で完成されていく。和解のモデルのひとつは、南アフリカの「真実和解委員会」。加害者の処罰を優先させるのではなく、いったい誰がいつ殺されたかを優先させた。

晴らしい姿だ。聞き取る人を養成し、人々の記憶をうやむやにしないで、はつきりさせていった。25000人もの証言があった。2008年、10周年の追悼ミサに招かれた。大司教が説教で、「わたしはその犯人をゆるす準備をしている。出て来てくださ。わたしはゆるしますから」と言った。その時、大きな拍手が起こった。これこそ、教会が和解を悲願として、それに向かって歩む姿だ。

「撫順の奇跡」と呼ばれるものがある。シベリア捕虜だった元日本軍将兵が中国人に人道的な待遇を受けた。人間としての尊厳を保ちながら、中国で犯した過ちに気づいていった。鬼々となつてしまった人間が、人間の心に触れた時、人間となつた。どうしたら人間の深いところに触れることができるのか。情念、怨念を語る場をもたなければ。和解を私たちの悲願として向かいたい。そして、人間の尊厳に私たちの希望がある。

「人間の尊厳に希望あり」

正平委の連続講演会で松浦司教

長が辞任になった。民主主義が生きている。その国の豊かさが表れている。今、世界を見ると。人権とかがはじめてしまった。イスラム過激派は奴隷制度を復活させようとしている。女性や子どもを誘拐して、奴隷として売ったり、自爆テロをさせようとしている。たくさんさんの善良なイスラムの人は、それではいけない

長が辞任になった。民主主義が生きている。その国の豊かさが表れている。今、世界を見ると。人権とかがはじめてしまった。イスラム過激派は奴隷制度を復活させようとしている。女性や子どもを誘拐して、奴隷として売ったり、自爆テロをさせようとしている。たくさんさんの善良なイスラムの人は、それではいけない

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」



松浦司教の講演会

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

「……」
「……」
「……」

教会の扉を開こう

健神父様の叙階式

緑ヶ丘教会 稲熊愛

神学生として緑ヶ丘教会に来られた増田健さんは、去年の7月、松浦司教様をお迎えして盛大にぎやかな助祭叙階式を経て、はやくも司祭に叙階されました。式が行われた3月19日聖ヨゼフの祭日は、3連休の初日ということもあり、高速道路は大渋滞でした。緑ヶ丘教会からバスで向かった私達は式に間に合うか不安でしたが、神様のお恵みのおかげで10分前に到着し、無事に間に合いました。



式場である大阪カテドラル聖マリア大聖堂には、初めて行きましたが、その広い大聖堂には日本各地や海外から、すでにたくさんの方が集まっていました。正面から幼子イエス様を抱いた和服姿のマリア様によるミサにあずかるのは初めてで、その迫力に圧倒されました。たくさんの方々が集まっていた。司祭として、無事に式は終わりました。

様が見守る中で助祭および司祭叙階式が始まりました。神に感謝。そして司祭になられた健神父様から、初めて御聖体をいただきました。

まず私が驚いたことは、神父様の人数です。私はこれほど多くの神父様によるミサにあずかるのは初めてで、その迫力に圧倒されました。たくさんの方々が集まっていた。司祭として、無事に式は終わりました。

おしどり夫婦で受堅

安城

安城教会では「おしどり夫婦」で知られる吉田茂樹・智恵美夫妻が4月10日、松浦信郎司教司式のもと堅信の秘跡を受けました。



茂樹さんは6才で受洗、7才からバツタリと教会に行かなくなった。その後、自身自身に対して「隠れキリシタン」を続けること50年。「すべてに時がある」とはこのことか。母親の認知症発症を契機に、智恵美さんとともに3年前から教会に通うようになった。そして、智恵美さんは1年前受洗した。そんな次第で、この度めでたく二人そろっての受堅となった。

補聴器をつける程の難聴。そんなハンディを抱えるもいつも笑顔で、義母の介護を行っている。茂樹さん智恵美さん夫妻は口をそろえて言う。「ミサに与るようになり、心がおだやかになった」。堅信を受けて、「これからは神様とともに歩んでいきたい」。現在、茂樹さんは聖歌隊に入り練習に励んでいる。智恵美さんは、そんな茂樹さんを目を細めて見守っている。

政治参加考える小冊子

注文はこちら

正義と平和協議会から小冊子「すべての人のいのちと平和な暮らしのために」が発行された。これからのわたしたちの暮らし、政治参加のありかたを、考えるために。5冊一組で配布中。



注文はこちら
まで。
FAX 03-5632-170
またはEmailで
jccjp.catholic.jp

いのちへの対し方は?

聖霊病院70周年講演会



聖霊病院創立70周年記念講演が3月5日に開催された。講師の松浦信郎司教には、地域の人々を主な対象にどなたでも参加できるという趣旨を伝えて依頼をした。聖霊ホールを埋め尽くすほどの参加者を集めて講演会は始まった。話題は、司教ご自身の体験談から興味を引かれた書物についてまで幅広く、参加者は時間の経つのを忘れて聞き入った。

人は誰にでも触れてはならない領域を持つている。その中にずかずかと踏み込んでいくことはせず、心から大切にすることである。松浦司教は「人間の尊厳に向き合う姿勢」を、アンドレ・マルロオの「触れるな。が、なお近づけ」という言葉で示した。

「いのち」「平和」「しあわせ」は、普遍的であり、人の尊厳そのものだ。汗をかきながら、痛み、苦しみをもちながら「僕はあの人と生きていこう」「そこに関わっていい」と向かっていくところに、その人の輝きがあり、「いのち」がある。この「いのち」と向き合うまなざしを共有するようにと教えた。

聖霊病院は終戦直後に創設され、キリスト教精神の下、「愛と奉仕」の理念を堅持しながら今日まで継続してこられた。これは地域の人々をはじめ、来院された人々、関わりを持ち、繋いでくださっているすべての人々の力による。心から感謝している。2015年の創立記念日より1年を記念期間とし、「いつくしみの心」を標語に提示し、職員全員が70年の歩みの感謝と創立の思いを新たに、今後できる限りの貢献をしていく決意でいる。

なっている。モノにも出た来事にも隣人にも、関わりを持たなくなる。閉ざされた心になっていく。これは恐ろしいことだ。人はそのようには創られていない。一人ひとりに平等に与えられている「いのち」「平和」「しあわせ」は、普遍的であり、人の尊厳そのものだ。汗をかきながら、痛み、苦しみをもちながら「僕はあの人と生きていこう」「そこに関わっていい」と向かっていくところに、その人の輝きがあり、「いのち」がある。この「いのち」と向き合うまなざしを共有するようにと教えた。

参加者からは、「分かりやすく、心にしみる話を聞き、自分もこのようにありたい」「自分の心

は、外見的や貧富の差や不幸というのではなない、変わらないわたしという「いのち」のこと。わたしであるというこ

とである。「母の胎から生まれてきた時から今に至るまでのわたし」であり、人間の尊厳を表している。

「いのち」は人と人との関係から作られ、その中でわたしたちは人として輝き、生きていく。だから、その関係は尊厳を重んじることになり、

が少しくらいになったようである。「触れるな。が、なお近づけ」の話がとて心に残った。と好評だった。

聖霊病院は終戦直後に創設され、キリスト教精神の下、「愛と奉仕」の理念を堅持しながら今日まで継続してこられた。これは地域の人々をはじめ、来院された人々、関わりを持ち、繋いでくださっているすべての人々の力による。心から感謝している。2015年の創立記念日より1年を記念期間とし、「いつくしみの心」を標語に提示し、職員全員が70年の歩みの感謝と創立の思いを新たに、今後できる限りの貢献をしていく決意でいる。

「いのち」は人と人との関係から作られ、その中でわたしたちは人として輝き、生きていく。だから、その関係は尊厳を重んじることになり、

注文はこちら
まで。
FAX 03-5632-170
またはEmailで
jccjp.catholic.jp

注文はこちら
まで。
FAX 03-5632-170
またはEmailで
jccjp.catholic.jp

注文はこちら
まで。
FAX 03-5632-170
またはEmailで
jccjp.catholic.jp

項目	2011. 3. 17~2016. 1. 31合計	2月28日現在	3月31日現在	2011. 3. 17~2016. 3. 31合計
収入				
支援金総額	23,436,854	(※2) 197,970	(※2) 1,418,230	25,053,054
(※1)チャリティーワイン販売	804,660	15,000	23,000	842,660
収入合計	24,241,514	212,970	1,441,230	25,895,714
支出				
カリタスジャパンへ	9,500,000			9,500,000
さいたま教区	1,000,000			1,000,000
オールジャパン会議交通費	123,620			123,620
大船渡プロジェクト支援	12,598,453		557,781	13,156,234
ベースへ車いす4台贈呈	123,200			123,200
ベースへピアノ贈呈	58,800			58,800
支援ボランティア交通費	441,150	10,000		451,150
支出合計	23,845,223	10,000	557,781	24,413,004
単月・支援金残高	396,291	202,970	883,449	1,482,710
支援金残高合計	396,291	599,261	1,482,710	

(※1) チャリティーワインとは
司教着座記念ラベルワインで
1本2000円で販売の内500円が
災害支援金となります。
ご協力いただきました着座記念ワインは
3月末を持って販売を終了いたしました。
ご協力ありがとうございます。

(※2) 支援金のご協力いただいた小教区・個人(敬称)

★名古屋教区は
「カリタス大船渡ベース・地ノ森いこいの家」と
NPO法人「障がい者自立センターかまいし」を応援しております。

★支援金振込先 郵便振替用紙にて
口座番号 00880-6-1628
名義 カトリック名古屋教区社会福祉委員会
「東日本大震災・災害支援金」と記入願います。

ご連絡・問合せ先
社会福祉委員会
電話 052-852-1426
FAX 052-852-1422



5月の教会暦

1日(日) 復活節第6主日
世界広報の日(献金)

2日(月) 聖アタナシオ司教教会博士(記)

3日(火) 聖フィリポ聖ヤコブ使徒(祝)

8日(日) 主の昇天(祭)

14日(土) 聖マリア使徒(祝)

15日(日) 聖霊降臨の主日(祭)

22日(日) 三位一体の主日(祭)

26日(木) 聖フィリポ・ネリ司祭(記)

29日(日) キリストの聖体(祭)

31日(火) 聖母の訪問(祝)

6月の主な教会暦(主日・祭日など)

3日(金) イエスのみ心(祭)

5日(日) 年間第10主日

12日(日) 年間第11主日

19日(日) 年間第12主日

24日(金) 洗礼者聖ヨハネの誕生(祭)

26日(日) 年間第13主日

29日(水) 聖ペトロ使徒座への献金
聖ペトロ使徒座への献金

5月の行事予定 (*松浦司教)

2日(月) アロイジオ賞選考*

7日(土) 信仰教育委・秘跡神学②
宣司評運営委員会*

8日(日) 三河B会議

10日(火) 社会福祉委員会/樹の会

14日(土) 家庭委・高齢を生きる②

15日(日) 布池教会聖信式* / 城東B会議 / 教区中学生会 / イン

5月

12日(木) 難民移住移動者委員会事務局会

13日(金) 難民移住移動者委員会定例会
委員会、子どもと女性の権利擁護のためのデスク

17日(火) 光ヶ丘高校職員研修

18日(水) 男子修道会管区長会議
南山学園評議員会

24日(火) 南山学園評議員会

5月

12日(木) 一宮教会聖信式*

19日(日) 膳棚教会聖信式*

22日(水) 教区顧問会*

23日(木) 司祭評議会*

26日(日) 一粒会の集い(東海地区)*

6月

5日(日) 宣司評常任委員会

10日(金) 大阪管区特別聖年の司祭の集い*

26日(木) 教区顧問会*

28日(土) 教区法人評議員会* / 富士B会議 / 青年委員会 / 典礼委員会

告知板

6月

3日(金) 子どもと女性の権利擁護のためのデスク会議(東京)

13日(月) 17日(金) 司教総会

18日(土) 無原罪修道会初誓願ミサ

19日(日) ワールドニュースデイ準備会(大阪)

3日(金) 子どりと女性の権利擁護のためのデスク会議(東京)

13日(月) 17日(金) 司教総会

18日(土) 無原罪修道会初誓願ミサ

19日(日) ワールドニュースデイ準備会(大阪)

告知板

福信館便り ☎052(935) 7180

◇5月の炊き出し

木5日南山、12日東海・南山・樹の会、19日聖霊・南山・樹の会、26日城北橋

金6日喜望の会、13日布池、20日恵方町、27日一宮

教皇庁 聖書委員会
『聖書とキリスト論』
訳 和田幹男
1,200円+税

『聖書とキリスト論』

訳 和田幹男

1,200円+税

聖書研究が正しい方向へと向かうことを促す文書。教皇ベネディクト十六世使徒的勧告『主のことば』でも参照される基礎文献。近現代における「聖書によるキリスト論」を概括し、種々のアプローチに考察を加えて、多様な研究の「一つだけを用いる」とこの危険性を指摘する。さらに、聖書が解く教への簡潔な要約を示し、トータルとしてキリストを理解するとう、キリスト論のあるべき姿の示唆をなす。

青年のための聖書の学び 2016

対象 青年男女(18~32歳)

場所 聖マリアの無原罪教育宣教修道会 名古屋修道院

時間 午後2:00~7:50 (高校生4:30まで)

1:30~玄関を開けます 2:00~「レクテオ・ディヴィナ」の説明・聖書深読 3:30~「分かちあい」 4:00~4:30おやつ 4:30~5:45生活の分かち合い、個人の祈り霊的読書、散歩など 共同体と共に祈りと食事をする (5:45~御聖体礼拝、晩の祈り、夕食) 食費:自由献金 7:45~糾明サルヴェ・レジーナ 終了

日程 5月15日(日) 「神殿を清める」(11章)
6月18日(土) 初誓願式に参加する(午前中)
7月17日(日) 「ダビデの子」(12章)
9月18日(日) PM2:00 ~ 19日(月) PM4:30 黙想会(指導:松浦悟郎司教)

自分の人生を切り開きたい若者たちへ

6月の「青年のための聖書の学び」は、土曜日です。初誓願(自分を神様と教会に捧げて生きる)と言う式です。ミサの中であり、誓願を立てる方の心にあわせて共に祈るのを6月の「聖書の学び」にしたいと思います。カトリック教会(神の民)として共に祈りましょう。

9:30 集合~ 修道院聖堂(他の教会の方も共に祈ります)

6月18日(土) 初誓願式に参加する(10:00ミサ開始)(ミサ司式 松浦悟郎司教)

連絡先 聖マリアの無原罪教育宣教修道会
名古屋市千種区園山町1-56
☎052-782-5850(シスター碓政子(いかり・まさこ))

FB 「青年のための聖書の学び」
HP <http://www.concepcionistas.jp/>

名古屋教区カトリック女性の会「樹の会」 総会と講演会のご案内

日時 5月21日(土)
《総会》13:20~14:10(受付:12:50)
《講演会》14:20~15:40

場所 神言修道会日本管区センター2階大会議室
(名古屋市昭和区南山町11-2)

講師 南山大学短期大学部教授・日本カトリック典礼委員会委員 市瀬英昭神父(神言修道会)

演題 「本来のコミュニティーへと成熟すること」
一神の国の実現へ向けてー
「いつくしみの特別聖年」に当たり、神のいつくしみを理解して活動に生かすために。

☆手話通訳あり。講演会には、学生・若い方・男性の出席も歓迎です。(会費:無料)

☆駐車場は有りません。公共交通機関でお出かけ下さい。

☆問合せ先「樹の会」事務局 ☎052-832-6695 深堀(申込不要)

第31回わだちまつりが開かれます。 今年も一緒に盛り上がるまいっ!

日時 5月29日(日) 午前11時~午後2時

会場 AJU 自立の家 サマリアハウス・カトリック恵方町教会 名古屋市昭和区恵方町2-15(昭和区恵方町交差点西へ)

※ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。

内容 パザー・模擬店・ステージイベント

主催 わだちまつり実行委員会

共催 AJU 自立の家後援会

問合せ わだちまつり実行委員会 担当:佐藤靖之 渋谷かおり
住所:名古屋市昭和区恵方町2-15
電話番号:052-841-5554

名古屋一日静修

神のいつくしみに学ぶ 一特別聖年を迎えて一

日程 5月21日(土) 「神のいつくしみのうちに真理を学ぶーイエスの聖テレジアの場合ー」
松田 浩一 神父

7月18日(月) 「神のいつくしみの生きた証人となれ」
(福者フランシスコ・パラウと他)
Sr. ポーリン・フェルナンデス(カルメル宣教修道女会)

『愛が拓く新しい道』

フィル・ポスマンス 著
女子パウロ会
1,200円+税

本書は、以前に出た『こころのビタミン』と同じ著者によるもので、「いのちに織り込まれた真理」に目覚めさせ、読む人のこころが喜びと平安を見出すよう招きます。手元において、たびたびページを開いていただくと、安らぎが深まると思います。



神言会多治見修道院・黙想会

閑静な場所、広い院庭で黙想と心身の保養を!

5月14日(土)10:00~15日(日)16:00 指導:及川神父
イエスは言われた「あなたは何をもとめているのか」と(ヨハネ1の38) 対象:信徒

6月11日(土)10:00~12日(日)16:00 指導:及川神父
洗者ヨハネは言った「あなたの方の中にあなたの方の知らないひとがいる」と(ヨハネ1の26) 対象:信徒

※申込み方法、宿泊費、食事、謝礼などは多治見修道院研修センターにお尋ねください。☎0572-22-2038、携帯090-7696-8089、Fax0572-22-2076。多治見研修センターの営業時間は午前9時~午後4時半まで。

聖パウロ女子修道会(聖パウロ書院)から

「ロザリオの祈り」

日時 5月8日(日) 6月12日(日) 14:00~

場所 聖パウロ女子修道院チャペル

「読書会」

日時 5月21日(土)、6月18日(土)
どちらも14:00~15:30迄

場所 聖パウロ書院

☆ ☆ ☆

対象者 どなたでも参加できます。

問合せ 聖パウロ書院 ☎052-936-4443
担当 Sr.長峰、Sr.森

場所 カトリック日比野教会 信徒会館

持ち物 聖書、ロザリオ、筆記用具、お弁当、参加費1,000円

プログラム 講話/念持/赦しの秘跡/面接/ミサ など

申込みは、下記のいずれかの方法で。
Fax/0568-62-5167
E-mail/seisyuu_2015@yahoo.co.jp
ハガキ/〒484-0076 犬山市橋爪一丁目1-26
「名古屋一日静修」係
(カルメル修道会主催・名古屋カルメル在会協賛)